

第 7 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書 (案)

(那珂川森林計画区)

計 画 期 間	自	令和 8 年 4 月 1 日
	至	令和 13 年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施策や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

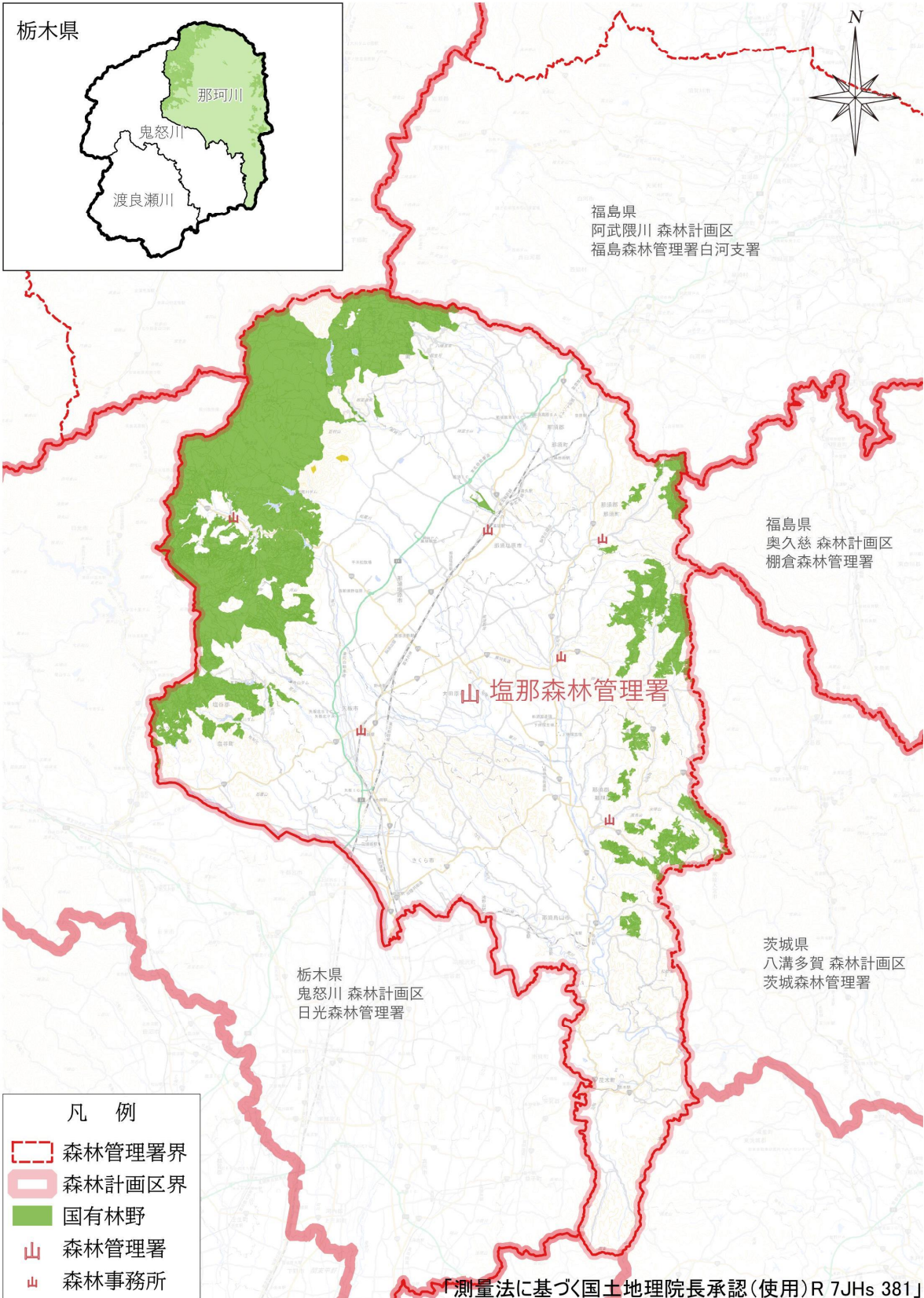
国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、「国民の森林」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野全体を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むため、今後5年間の那珂川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を本計画で明らかにするとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、関係する国の地方部局、地方公共団体等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、本計画に基づいて適切な管理経営を行うこととする。

那珂川森林計画区の位置図



目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
（1）国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	1
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	2
イ 主要施策に関する評価	4
（ア）伐採量	4
（イ）更新量	4
③ 持続可能な森林経営の実施方向	5
ア 生物多様性の保全	5
イ 森林生態系の生産力の維持	5
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	5
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	6
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	6
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	6
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	7
④ 政策課題への対応	8
（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項	11
① 機能類型毎の管理経営の方向	11
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプ に関する事項	13
（ア）土砂流出・崩壊防備エリア	13
（イ）気象害防備エリア	13
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプ に関する事項	13
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプ に関する事項	13
エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプ に関する事項	14
オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプ に関する事項	14
② 地域ごとの機能類型の方向	15
ア 八溝地域	15
イ 那須地域	16
ウ 塩原地域	17
エ 高原地域	17
（3）森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	19
① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及	19
② 林業事業体・林業経営体の育成	19
③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援	19

④ 森林・林業技術者等の育成支援	20
(4) 主要事業の実施に関する事項	21
① 伐採総量	21
② 更新総量	21
③ 保育総量	21
④ 林道等の開設及び改良の総量	21
(5) その他必要な事項	21
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	22
(1) 巡視に関する事項	22
① 林野火災防止等の森林保全管理	22
② 境界の保全管理	22
③ 入林マナーの普及・啓発	22
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	22
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	22
① 保護林	22
② 緑の回廊	23
(4) その他必要な事項	23
① 野生動物等による被害に関する事項	23
② 希少猛禽類の生息に関する事項	23
③ 溪畔周辺の取扱いに関する事項	24
④ その他	24
3 林産物の供給に関する事項	25
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	25
(2) その他必要な事項	25
4 国有林野の活用に関する事項	26
(1) 国有林野の活用の推進方針	26
(2) 国有林野の活用の具体的手法	26
(3) その他必要な事項	26
5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針	27
6 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項	27
(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項	27
(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	27
(3) その他必要な事項	27
7 国民の参加による森林の整備に関する事項	28
(1) 国民参加の森林づくりに関する事項	28
① ふれあいの森	28
② 社会貢献の森	28
③ 遊々の森	29
④ 多様な活動の森	29

(2) 分収林に関する事項	29
(3) その他必要な事項	30
8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	31
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	31
① 林業技術の開発	31
② 林業技術の指導・普及	31
(2) 地域の振興に関する事項	31
(3) その他必要な事項	32
森林の管理経営の指針	別冊

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、栃木県北東部に位置し、那珂川^{なかがわ}広域流域に属する那珂川森林計画区内の国有林野約 41 千 ha であり、当計画区の森林面積の 31%を占めている。

当計画区の国有林野は、那須岳^{なすだけ}（那須火山群の総称）を源とする那珂川の源流域に位置することから、水源涵養機能の発揮が期待されているため、国有林野の 82%を水源かん養保安林に指定し、保育や間伐を促進するなど、洪水の緩和や良質な水の安定供給の確保に資する森林整備に努めているとともに、土砂の流出や崩壊によって下流域に被害を及ぼす危険性の高い急傾斜地等は、土砂流出防備保安林等に指定し、山地災害の防備に努めている。

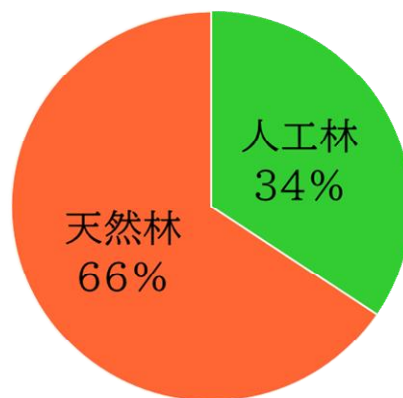
当計画区の国有林野の 59%が「日光国立公園」を始め、栃木県により「大佐飛山^{おおさびやま}自然環境保全地域」、「南高原^{たかはら}自然環境保全地域」及び「八溝^{やみぞ}県立自然公園」に指定されている。

また、当計画区は首都圏から比較的近く、那須火山群の茶臼岳にはロープウェーが設置され気軽に登山が楽しめるなど、登山、散策、スキー等、森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されているほか、那須街道アカマツ林や八方ヶ原など地域住民の憩いの場として利用されている森林も多い。

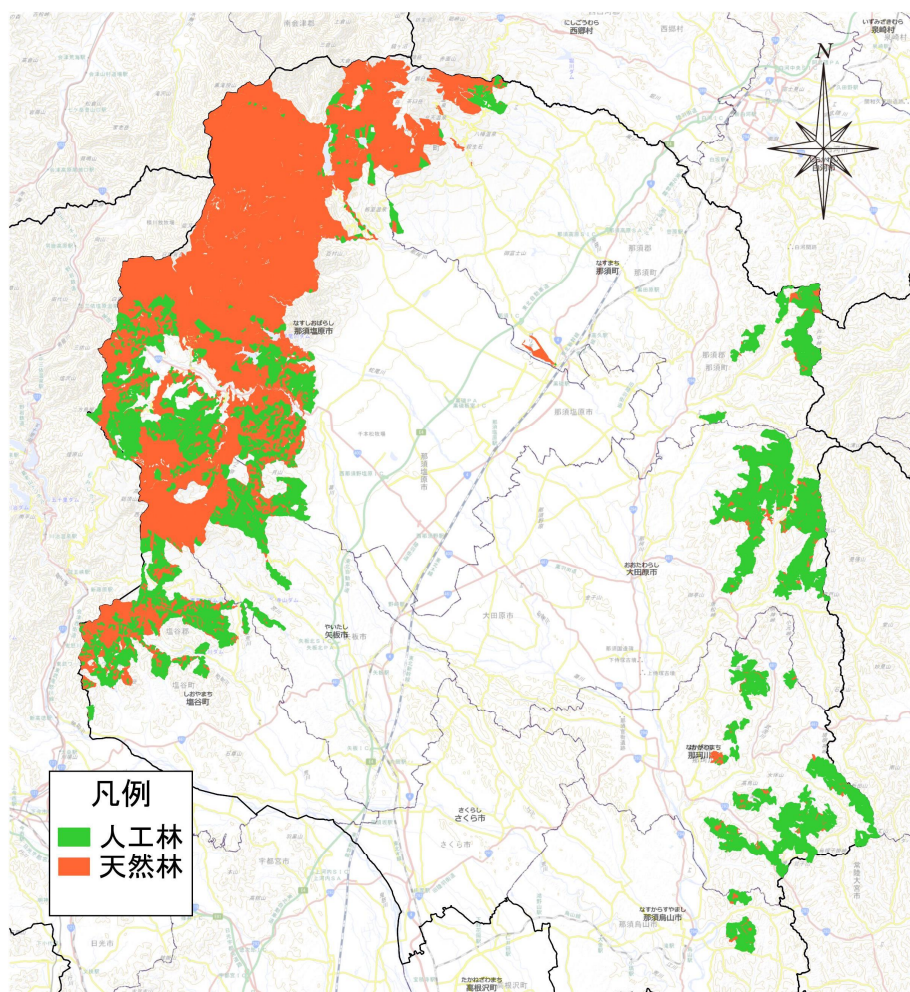
② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（令和 7 年 3 月 31 日時点）は、スギ、ヒノキを主とする人工林が 34%（約 13 千 ha）、コナラ、ミズナラを主とする天然林が 66%（約 25 千 ha）となっている。（図－1、図－2 参照）



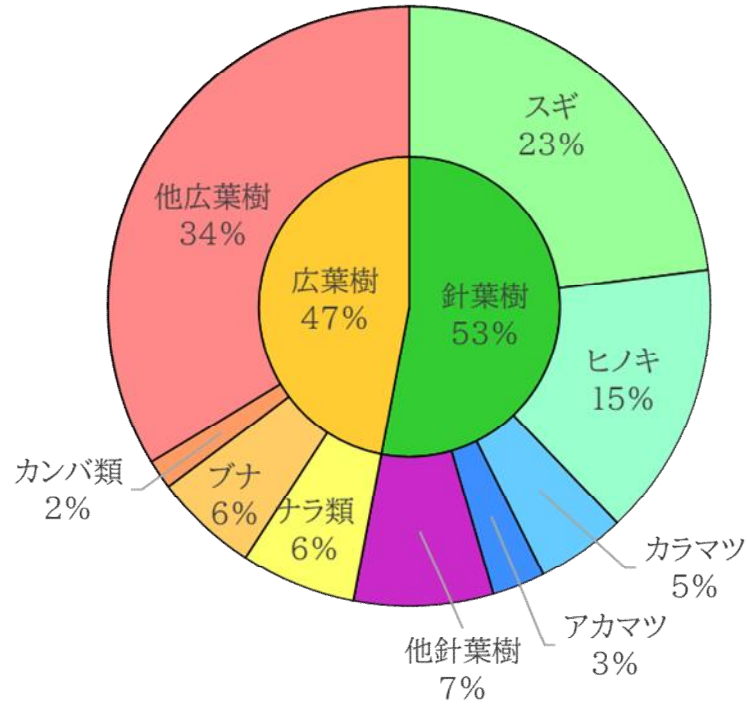
図－1 人工林、天然林の面積割合



(※) 本図は国土地理院タイルを加工して作成 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

図－2 人工林、天然林の分布状況

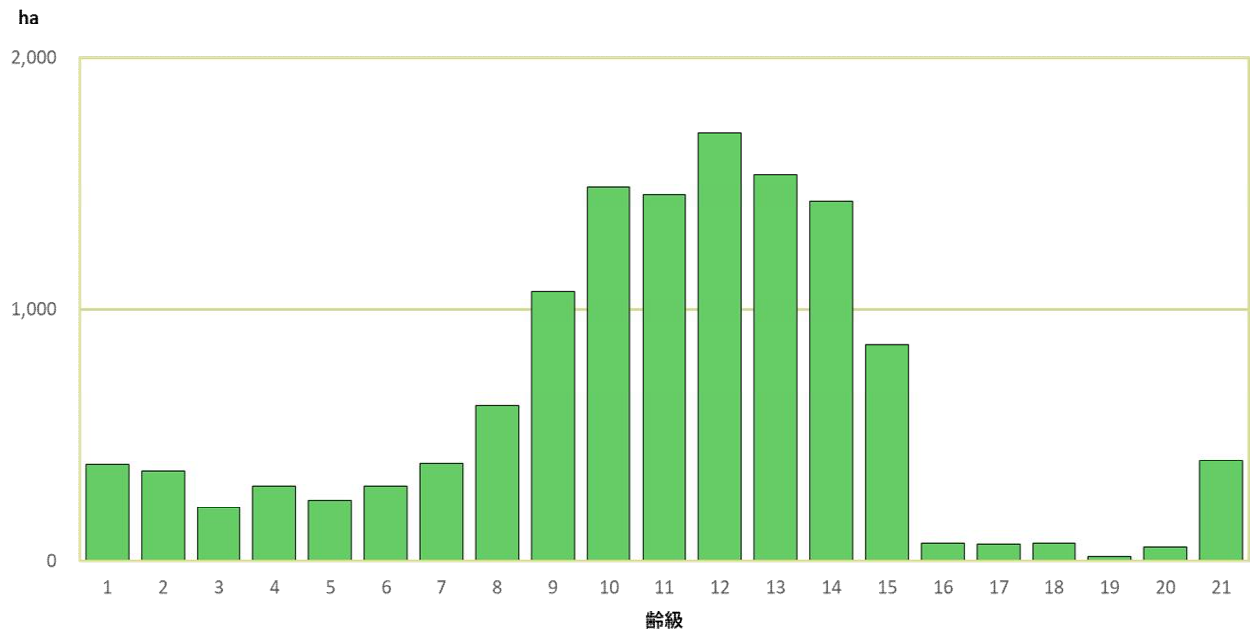
主な樹種別の材積を見ると、針葉樹ではスギ 1,582 千 m^3 、ヒノキ 1,020 千 m^3 、広葉樹ではナラ類 425 千 m^3 、ブナ 384 千 m^3 となっている。（図－3 参照）



図－3 主な樹種構成（材積割合）

人工林の齢級構成について見ると、1～4 齢級の若齢林分が 10%、間伐適期である 5～8 齢級が 12%、利用期を迎えた 9 齢級以上が 78%となっている。

（図－4 参照）



図－4 人工林の齢級構成

イ 主要施策に関する評価

第6次地域管理経営計画（令和3年度～令和7年度）における当計画区での主な計画と実施結果は次のとおりとなっている（令和7年度は、実行予定を計上した）。

（ア）伐採量

主伐は、分収林を中心に計画したところであるが、分収造林契約の契約期間の延長（伐採の延期）等により計画量に対して56%（材積）の実行であった。

間伐は、計画の一部の実行を見合わせたが、林分の生育状況が良好であったため、計画量に対して96%（材積）の実行になった。

（単位：m³）

区 分	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	393,050	264,783 (2,800)	209,388	243,435 (1,651)

（注）1 間伐欄の（ ）は、間伐面積（ha）。

2 臨時伐採量（30,000 m³）は主伐、間伐の伐採計画量に応じて割り振った。

（イ）更新量

人工造林については、主伐実行状況を反映して今期計画期間（令和8年度～令和13年度）以降で行うこととしたため、計画量に対して47%の実行であった。

天然更新については、前計画で更新木の生育状況が更新完了基準に満たさなかった箇所について、経過観察を継続し再度更新状況調査を行った結果、計画量を上回った。

（単位：ha）

区 分	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	983	17	465	45

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、「国民の森林^{もり}」として、公益重視の管理経営を一層推進し、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、地域住民の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組むとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めることとする。

また、持続可能な森林経営については、我が国はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組むこととする。また、希少な野生生物が生育・生息する森林を適切に保護するほか、森林施業等を行う場合には、森林生態系に対し急激な変化を与えないよう十分配慮することとする。

特に、適切な間伐実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置、里山等の整備、野生生物の生育・生息地や溪畔周辺の保全・復元など生物多様性の維持・向上に取り組むこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・ 皆伐箇所分散と伐期の長期化の組合せによる森林のモザイク的配置
- ・ 保護林及び緑の回廊の適切な維持・管理、モニタリング調査の実施
- ・ 希少猛禽類生息地における森林施業の配慮、モニタリング調査の実施
- ・ 溪畔林の保全・育成

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等による適切な森林整備と主伐後の適確な更新を行うことにより、公益的機能の発揮と両立した木材の供給を行うこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の計画的な森林整備の推進
- ・ 主伐後の確実な再造林又は天然力を活用した更新
- ・ 森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外的要因による森林の劣化を防ぐため、野生鳥獣や森林病虫害による被害の防止、林野火災等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行うこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 森林病虫害による森林被害の早期発見のための巡視
- ・ 松くい虫及びカシノナガキクイムシ等による森林被害対策
- ・ 野生鳥獣等による森林被害の早期発見のための巡視
- ・ センサーカメラによるニホンジカの生息状況調査
- ・ ニホンジカ、ツキノワグマによる剥皮被害や食害に対する被害対策
- ・ 林野火災を防止するための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

土壌の侵食防止、森林が育む水源の涵養のための森林整備、台風等により被害を受けた森林の復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全・整備を行うこととする。

また、伐採に当たっては伐採跡地が連続することがないように留意し、一箇所当たりの伐採面積の縮小及びモザイク的配置に配慮するとともに、裸地状態となる期間の短縮や、尾根筋・沢沿い等に保護樹帯の設定を推進することとする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐採跡地の適確な更新による裸地状態の減少
- ・ 溪畔周辺、急斜地等における皆伐の回避及び効果的な保護樹帯の設定
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐等の実施
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

中長期的な森林吸収量の確保・強化に向けて、適切な間伐や木材利用の推進を図るとともに、森林資源の循環利用を推進する観点から齢級構成の平準化を図ることとする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 主伐と再生林による森林資源の若返りを推進
- ・ 造林、間伐等の計画的な森林整備の推進
- ・ 特定母樹等から育成された優良種苗の導入
- ・ 「システム販売」等による計画的な木材の供給

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、環境教育等、森林と人とのふれあいの場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組むこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 「レクリエーションの森」の提供と利用促進
- ・ 国民参加の森林^{もり}づくりの推進
- ・ 花粉発生源対策に資する苗木への切り替え、スギ・ヒノキ以外の樹種への転換な

ど、花粉の少ない森林づくりの推進

- ・ 森林環境教育の推進
- ・ 新たに開発された森林管理技術等を普及するための現地検討会等の開催

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

上記ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林^{もり}」として、公益重視の管理経営を一層推進するため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握することとする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 計画策定に当たって地域住民等から意見を聴取
- ・ 関東森林管理局のホームページ等を活用した情報発信の充実

④ 政策課題への対応

災害からの流域保全、地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的・安定的な供給、民有林との連携強化等、地域から求められる国有林野への期待に応じていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
公益重視の管理経営の一層の推進	【森林吸収源対策の推進】 ・二酸化炭素の吸収量を確保するため、間伐等による適切な森林整備や木材利用等を推進することとする。 - 特に、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や資源の熟成に伴う主伐面積の増加が見込まれる中、効率的かつ効果的な再生林手法の導入、普及等に取り組むこととする。 【花粉発生源対策】 ・花粉の少ない森林づくりを加速化することとし、スギ・ヒノキの苗木を植栽する際は、栃木県の育種場で採取された苗木の生産状況に応じ、可能な限り特定苗木やその他の花粉の少ない苗木（無花粉苗木、小花粉苗木及び低花粉苗木等）とする。また、スギ・ヒノキ以外の樹種へ転換することが可能な場合には、樹種転換を積極的に進めることとする。 ・栃木県が設定する「スギ人工林伐採重点区域」を中心に花粉発生源となっているスギ林において、伐採、植替えを促進することとする。 【生物多様性の保全】 ・「大佐飛^{おおさび}山地生物群集保護林」等を始めとする保護林については、計画的にモニタリング調査を実施し、現況を把握の上、適切な保護を図ることとする。 - また、「日光・吾妻^{あづま}山地緑の回廊」については、良好な自然環境を維持するため、モニタリング調査を実施し、現況を把握の上、必要に応じて適切な整備等を実施することとする。 ・天然力を活用し針広混交林に誘導することが可能な人工林は、育成複層林施業を推進することとする。 ・溪畔周辺の人工林の間伐等に当たっては、溪畔周辺に本来あるべき樹種が健全に生育するよう配慮することとする。 【森林病虫害対策及び鳥獣被害防止対策】 ・松くい虫やカシノナガキクイムシ等による松枯れやナラ枯れ被害対策とまん延防止対策を実施することとする。 ・防護柵等の設置とあわせ、各地域における鳥獣被害対策関係協議会を活用し、地方公共団体や地元猟友会等との連携により、ニホンジカの捕獲を推進することとする。

	・森林の巡視を強化し、野生鳥獣の生息状況や被害箇所の早期発見に努め、初期段階で適切な対策を講ずることとする。 【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】 ・人家や公共施設等の保全対象に近接し、山地災害の危険が高い箇所及び台風等により被害を受けた森林等について、溪間工、山腹工、地すべり防止工及び保安林整備を計画し、着実に実施することとする。
森林・林業施策全体の推進への貢献	【木材の安定供給】 ・スギやヒノキを始めとした木材資源を計画的かつ安定的に供給するため、林道・林業専用道を計画的に開設・改良するとともに、丈夫で壊れにくい森林作業道の作設及び高性能林業機械の活用等による低コストで高効率な木材生産を推進することとする。 また、急傾斜地等で路網整備が困難な地区において森林施業を実施するときは、林地保全を優先し架線集材も活用した施業を行うこととする。 ・「システム販売」を活用し、川下の製材工場等のニーズに応じて国有林材を計画的かつ安定的に供給する体制を整備することとする。あわせて再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利活用等、地域から要請される木材需要に貢献することとする。 【低コスト施業の推進】 ・間伐は、原則として列状間伐とする。 ・造林、保育の低コスト化や生産性向上の推進や、林業労働力不足へ対応する観点から、低密度植栽、雑草木の繁茂状況に応じた下刈回数の低減、コンテナ苗及び特定母樹等から育成された優良種苗の導入を推進することとする。 ・再造林に当たっては、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う「一貫作業システム」を推進することとする。 ・低コスト・省力化施業実施後の検証を行うとともに、得られた知見及び手法について民有林関係者等への普及を図るため現地検討会等を開催することとする。 【社会経済情勢を踏まえた森林施業等の取組】 ・森林経営管理制度の定着に向け、伐採等を林業経営体に発注する場合、意欲と能力のある林業経営体に受注機会の拡大を図るとともに、技術力の向上等のための各種現地検討会等を通じて、その育成に努めることとする。 ・レーザ計測機器やドローン等を活用したＩＣＴ（情報通信技術）を、林況把握等の森林調査や災害発生時の迅速な状況把握などに積極的に利用し、各種業務の省力化に取り組むこととする。

	【民国連携による効率的な森林整備等の推進】 ・森林共同施業団地の設定や公益的機能維持増進協定の締結により、民有林と国有林が連携した効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進することとする。 ・民有林と国有林が連携した木材の「システム販売」を推進することとする。 ・栃木県の森林総合監理士（フォレスター）等と連携し、市町村森林整備計画の作成や実行監理を支援するなど、民有林行政を積極的に支援することとする。
国民の森林としての管理経営	【国民参加の森林づくり】 ・「ふれあいの森」等において、必要な助言や技術指導等の支援を継続的に実施し、国民が自主的に行う森林整備活動を促進することとする。 また、活動記録などを森林管理署ホームページ等で公表し、広報活動を強化することとする。 【森林とのふれあい】 ・自然休養林等の「レクリエーションの森」については、広報活動等を通じて周知するなど、森林レクリエーションの場として利用を促進することとする。 ・レクリエーションの森内の歩道や施設周辺において、枯れ木や枯れ枝の除去に努めることとする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型毎の管理経営の方向

当森林計画区の国有林野は、下流域の水源地帯に広く所在しており、かつ、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、その適切な管理経営を通じて、国土の保全その他の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている。

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国民の多様な要請や国際的な動向に適切に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、当森林計画区の自然的特性等を勘案しつつ、森林の自然条件や社会的条件を踏まえて、いわゆる公益林として適切な施業を推進することとする。

あわせて、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。

これらを通じて、国有林野における多面的機能の持続的発揮を確保していくこととする。

森林の取扱いについては、人工林の半数以上が 50 年生を超えて本格的な利用期を迎えているという状況を的確に踏まえるとともに、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮することとする。

具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化(長伐期化)、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備(複層林化)、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業(針広混交林化)を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林のふれあいの場の提供、森林景観保全、花粉発生源対策の加速化、鳥獣被害対策等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進することとする。

森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図ることとする。

これらの取組を通じて、森林・林業基本計画で定められた望ましい森林の姿への誘導を先導的に推進することとする。

また、猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、全ての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、イヌワシやクマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、専門家等との情報交換等を緊密に行い、猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生育・生息が確認されている地域で森林施業等を予定する場合は、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関す

る検討委員会」に諮るなど、森林施業等を行う場合の留意点等について専門家から意見を聴取し、その意見を踏まえて適切に対応することとする。

なお、国有林の地域別の森林計画における機能類型区分と公益的機能別施業森林との関係については、表－１のとおりである。

表－１ 機能類型区分と公益的機能別施業森林の関係について

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	気象害防備エリア	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 （立地条件により除外する場合もある）
自然維持タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 （立地条件により区分する場合もある）
森林空間利用タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 （立地条件により区分する場合もある）
快適環境形成タイプ		・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 （立地条件により除外する場合もある）
水源涵養タイプ		・ 水源涵養機能維持増進森林 （分収林については、契約に基づく取扱いを行う）

表－１に用いた略称	正 式 名 称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

「山地災害防止タイプ」については、山地災害による人命、施設等への被害や気象害による環境の悪化に対する防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり、土砂流出・崩壊防備エリア又は気象害防備エリアに区分して取り扱うこととする。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該区域の森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導することとし、その機能を維持するために必要な管理経営を行うこととする。

(イ) 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、その機能を維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区に該当する国有林野はない。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

「自然維持タイプ」については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生生物の生育・生息環境の向上に資するために必要な管理経営を行うこととし、特に、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした森林生態系としてのまとまりを持つ区域や、地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林に設定して保護・管理を行うこととする。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

「森林空間利用タイプ」については、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うこととし、具体的には、景観の向上や森林レクリエーションとしての利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進めることとする。特に、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定し、その利用を推進することとする。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

「快適環境形成タイプ」については、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の住居環境を良好な状態に保全する機能の維持増進を図るため、防音や大気浄化に有効な森林の幅を維持する育成複層林施業や大気汚染に対する抵抗性の高い樹種による更新を推進すること等に努めることとする。当計画区に該当する国有林野はない。

オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

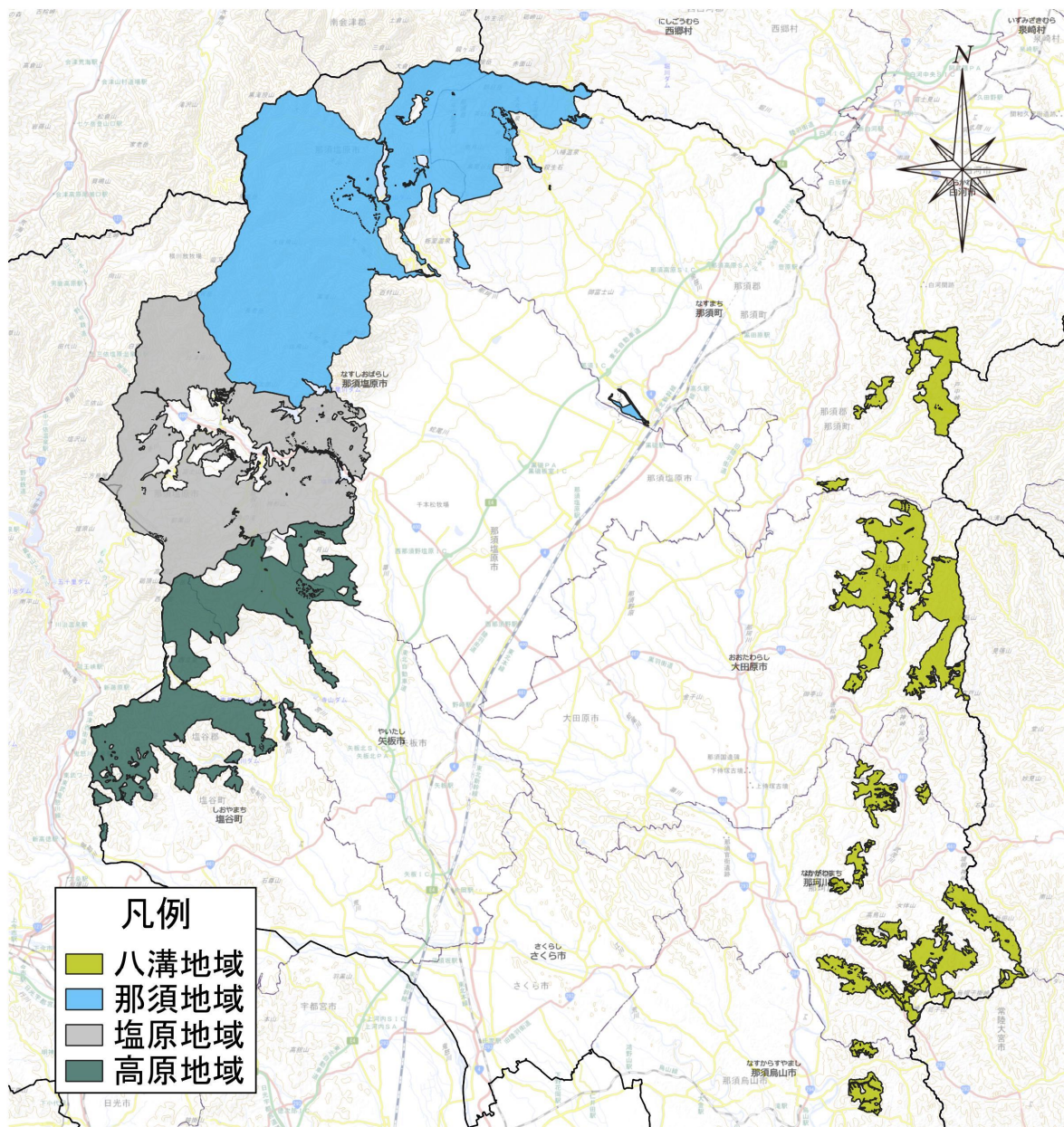
「水源涵養タイプ」については、流域の特性や当該区域の森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層で構成される森林等に誘導することとし、その機能を維持・増進するために必要な管理経営を行うとともに、機能発揮に支障を及ぼさない範囲で森林資源の有効利用に配慮することとする。

ア～オの機能類型に応じた管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

② 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、東部の八溝地域と西部の那須地域、塩原地域及び高原地域の4地域に大別される。(図-5 参照)

それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。



(※) 本図は国土地理院タイルを加工して作成 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

図-5 那珂川森林計画区の地域別図

ア やみぞ 八溝地域 (1~40 林班)

当地域は東部の八溝山地西面に位置し、茨城県及び福島県と接しており、三蔵川や武茂川等の支流が那珂川中流へ流入している。八溝山地は標高約 100m~750m と低山帯が連続し、細かい起伏の多い地形であり、地質は中古生層が大部分を占めている。

当地域の人工林率は、約 87%と高くスギ、ヒノキを主とする優良人工林が多い。このため、栃木県、森林組合及び製材業者など地域が一体となって「とちぎ八溝材」のブランド化を進めており、木材の安定供給、消費動向に応じた弾力的な造材、販売などに積極的に取り組んでいる。

国有林野は、下流地域の水源地域としても重要であることから、地域の約 8 割を水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、土砂流出防備保安林や地形が急峻で土砂流出・崩壊の危険性が高い箇所は、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ ^{なす}那須地域（101、121、126、127、129～181、183～204 林班）

当地域は、那須火山群の茶臼岳を主峰として、2,000m級の諸峰がそびえ、その西側に大佐飛山、男鹿岳、日留賀岳等が連なり、北部は福島県に接し、西部は鬼怒川森林計画区に接している。

標高 1,500m以上は、コメツガ、オオシラビソ、ダケカンバ等の亜高山帯林となっており、茶臼岳西面や三本槍岳などの山頂は、ハイマツ等の高山植物が生育している。また、1,000～1,500m付近では、ブナ、ミズナラ等を主とした落葉広葉樹林となっており、沢沿いには、サワグルミ、トチノキ等が生育し、1,000m以下では、アカマツ、クリ、コナラ等の天然林が主となっており、人工林は少ない。

当地域のほぼ中央には、農業、上水道の用水確保及び揚水発電を目的とした那珂川上流に造られた深山ダム（深山湖）が利用されており、那須野が原台地一帯への配水、那須塩原市への上水道供給及び電力供給など重要な役割を果たしている。

① 深山湖東部及び南部の一部には、土砂流出防備保安林や地形が急峻で土砂流出・崩壊の危険性が高い箇所があることから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

② 深山湖西部の大佐飛山周辺一帯は、「大佐飛山地生物群集保護林」を設定しているほか、北面には国指定の「大佐飛山自然環境保全地域」がある。また、深山湖の北東部の流石山南面には「流石山・大峠ミヤマナラ希少個体群保護林」、一方で、里山に近い那須街道沿いには「那須街道アカマツ遺伝資源希少個体群保護林」を設定している。

さらに、大佐飛山から日留賀岳にかけては、「日光国立公園」に指定されている。このため、これらの区域を自然維持タイプに区分し、自然環境の維持等、生物多様性保全機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

③ 深山湖東部の茶臼岳周辺は、レクリエーションの森である「奥那須自然休養林」、野外スポーツ地域に選定しており、保健休養の場として提供しているこ

とから、森林空間利用タイプに区分し、保健・レクリエーション・文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

- ④ 深山湖西部は、下流域の重要な水源地域となっていることから、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ ^{しおぼら}塩原地域（367～454 林班）

当地域は、那珂川支流の箒川の上流域に当たり、北西部の日留賀岳の南面から南東部の釈迦ヶ岳の北面にかけての標高 400～1,800mに位置している。

- ① 日留賀岳の南面は「大佐飛山地生物群集保護林」を設定していることから、主に自然維持タイプに区分し、自然環境の維持等、生物多様性保全機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ② 塩原温泉群の周辺に位置する箒川、鹿ノ股沢等の溪谷は、連珠の滝に代表される多くの滝があり、自然景観に優れていることから「箒川風景林」に選定している。また、明神岳の北西面を主とする区域では、スキー場及びキャンプ場が設置され、自然観察、ハイキング、スキー等の森林レクリエーションに利用されている。このため、これらの区域を主に森林空間利用タイプに区分し、保健・レクリエーション・文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ③ 塩原ダムの上流域、県道塩原矢板線周辺一帯や日留賀岳南面から南西面等は、地域の重要な水源地域となっていることから水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

エ ^{たかはら}高原地域（305～339、342～366 林班）

当地域は、那珂川支流の荒川上流域に位置し、高原火山群を構成する釈迦ヶ岳の東面から南面に広がる標高 300m～1,800mの緩やかな地形が多く、スギ、ヒノキ等の優良な人工林地帯として知られる。

- ① 釈迦ヶ岳の南東面に位置し水源の森百選にも選ばれている「尚仁沢湧水」の水源地域の森林は、太平洋側における原生的なブナ、イヌブナの生育地として極めて貴重な森林であることから「尚仁沢生物群集保護林」を設定しているほか、その区域の一部は国指定の天然記念物でもある。このため、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ② 釈迦ヶ岳の東面に広がる八方ヶ原は、レンゲツツジの群生地を始め、優れた自

然環境を背景に「八方自然休養林」に選定しているほか、西荒川ダム上流では「大滝風景林」に選定していることから、それらの区域を森林空間利用タイプに区分し、保健・レクリエーション・文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

- ③ 木ノ芽沢沿いの急峻地など土砂流出防備保安林指定地や土砂流出・崩壊の危険性が高い区域を、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

上記以外の森林については、下流域の重要な水源地域となっていることから、主に水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

(3) 森林・林業施策全体への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、栃木県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業事業体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進することとする。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定し、民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進めることとする。

① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進することとする。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けて特定苗木等の新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザ計測機器やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組むこととする。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組むこととする。

加えて、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進することとする。

② 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業の実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業事業体の育成に取り組むこととする。

また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組むこととする。

③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士（フォレスター）の資格を有する

職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する現地検討会等への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、栃木県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

④ 森林・林業技術者等の育成支援

大学や林業大学校等の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた取組に努めることとする。

(4) 主要事業の実施に関する事項

今期計画期間における伐採、更新、保育及び林道等の開設・改良に関する計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ林業事業体に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業体の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

① 伐採総量

(単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計	360,022	255,874 (2,796.60)	30,000	645,896

(注) 間伐欄の()は、間伐面積(ha)。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	940	26	966

(注) 四捨五入の関係で計は一致しない場合がある。

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つ る 切	除 伐
計	2,570	355	363

④ 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	路線数	延長量 (m)
林 道	35	90,890	24	10,310
うち林業専用道	35	90,890	-	-

(5) その他必要な事項

特になし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 林野火災防止等の森林保全管理

当計画区は、冬季から春季にかけて林内が乾燥し、新緑の時期は山菜採りやハイカー等の入山者が多くなることから、林野火災発生の危険が増大する。このため、林野火災注意報・警報の発令状況に留意しつつ、国有林野保護監視員、地方公共団体、地元の消防団及び住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、事業体等に対して注意喚起を行う等、林野火災の防止に努めることとする。

また、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全すべく、希少な動植物の保護等、適切な森林の保全・管理に努めることとする。

② 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、中山間部から山岳地帯にかけて位置しており、急峻な地形が多く雪崩等により境界標識が亡失するおそれが高い箇所や、農地と隣接している箇所など、様々な環境下にあることから、今後とも巡検等に努めるなど、境界の適切な保全・管理を実施することとする。

③ 入林マナーの普及・啓発

当計画区は、山岳、渓谷及び豊かな森林等優れた自然環境に恵まれており、近年の登山、トレッキングや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者は増加傾向にある。また近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、これらの未然防止や早期発見が必要である。

このため、国有林野保護監視員や地方公共団体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化するとともに、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫被害及びナラ枯れ被害については、当計画区においては那須街道での松くい虫防除や地域のボランティアとも連携したアカマツ林の植栽を行っており、那須街道以外においても、被害状況等に応じて被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツや他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。また、ナラ枯れについても、地方公共団体との連携を図り、早期発見に努めるとともに、被害が発見された場合は、伐倒駆除等により処理し、まん延防止に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

当計画区では、生物群集保護林を2か所(8,769ha)、希少個体群保護林を2か所(137ha)設定しており計画的なモニタリング調査により保護林の現況を的確に把握す

るとともに、保護林の概況等に関して積極的に情報発信しつつ、適切な保全・管理に努めることとする。

なお、保護林の取扱いについては、別冊「森林の管理経営の指針」による。

② 緑の回廊

緑の回廊は、野生生物の移動経路を確保し、生育・生息地の拡大と相互交流を促すことが適当な国有林野において、既存の保護林をそれぞれ連結し、より広範囲な森林の連続性の確保と一層の生物多様性の維持・向上に資することを目的として設定しているものである。

当計画区では1か所(18,597ha)を設定し、モニタリング調査による現況調査を適確に行うとともに、野生生物の移動経路の確保など、緑の回廊としての働きを発揮するのにふさわしい森林を維持するなど、適切な管理・保全に努めることとする。

(4) その他必要な事項

① 野生動物等による被害に関する事項

当計画区の国有林野においては、ニホンジカ等による被害が確認されており、分布の拡大が懸念されることから、センサーカメラによる生息状況調査や巡視による現地調査等を実施し、被害が発生している地域において、防護柵等を設置するとともに、捕獲を推進することとする。

また、更新箇所におけるニホンジカの食害対策として、忌避剤の塗布や食害防止チューブ又は防護柵の設置等を行い、ツキノワグマ等による剥皮等の被害が発生している地域については、巡視を強化し、被害発生箇所の分布状況の把握に努め、剥皮防止対策を講ずるとともに、地方公共団体など関係機関と被害の分布状況や捕獲等の情報を共有し、効果的な被害対策に努めることとする。

なお、防護柵等の設置に当たっては設置コストの抑制に努めることとする。

② 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境も含め、採餌・営巣環境が大きく影響する。

このため、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報については、職員による調査、既存の調査結果の収集、専門家や地元自然保護団体等からの情報提供を受けるなど生息状況の把握に努めるとともに、専門家等との情報交換等を緊密に行い、希少猛禽類の保護と森林施業等との両立に取り組むこととする。

このような取組の中で、毎年度の事業計画の検討段階や事業の実施段階において、事業(予定)箇所及びその周辺で希少猛禽類の繁殖の可能性が高いと認められる場合には、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会」に諮り、事業実行に当たっての留意点等について意見聴取し、適切に対応することとする。

③ 溪畔周辺の取扱いに関する事項

溪流沿いや湖沼の周囲等の溪畔周辺については、水域から陸域へ推移する移行帯に成立する植生で構成され、源流から中・下流域を経て海岸に至るなど連続的なネットワークを形成していることから、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献している。

森林をはじめとする溪畔周辺は、水系への土砂流出の抑制、風致の維持、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供、種子などの供給源等の場として、生物多様性の保全及び公益的機能の発揮上重要な役割を担っているため、溪畔周辺に本来成立すべき植生の復元はもとより、森林整備等の実施において溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう努めることとする。

また、溪畔周辺における森林施業や保全・管理の計画については、樹種構成、下層植生の状況、水面上方の林冠のうっ閉状態、希少な野生動植物の生育・生息の状況、林地の崩壊及び土砂の流出状況等の把握に努めるとともに、更新、保育、伐採等において、同一小班内の取扱いと異なるものとして区分して取り扱うことが必要な場合は、保護樹帯に区画することも検討することとする。

④ その他

希少種の保護や移入種の侵入防止等の取組については、地方公共団体など関係機関、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行うこととする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の森林資源は、利用可能なスギ、ヒノキ、アカマツ等の人工林の資源が充実しており、公益重視の管理経営を推進する中で機能類型区分に応じた適切な森林施業を実施するとともに、その結果得られる木材については、二酸化炭素の固定や地域の木材産業の活性化に貢献するため、安定供給に努めることとする。

このため、当計画区では、地域における安定供給体制の整備や新たな木材需要の拡大等の内容を把握し、国有林の立木に係るシステム販売（主伐後の造林の実施を協定に含む）の実施に係る検討のため需要拡大構想の募集をしたところ、地元素材生産事業者より立木販売を希望する内容の提案があり、木材需要増加及び主伐後の造林を含めた実行体制の確実性が高いことを確認し、本計画期間より協定に基づく立木販売を実施するとともに、公募により製材業者等と協定を締結して原木を供給する「システム販売」を推進する。さらに、原木市場への委託販売や山元公売による小口需要者への原木供給を通じて、地域材の計画的・安定的な供給に寄与するよう一層努めることとする。

さらに、これまで林地残材として放置していた端材等についても、木質バイオマス発電所等の燃料としての利用されていることから、多段階での木材利用の推進に取り組むこととする。

(2) その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において木材の利用を積極的に推進するとともに、地方公共団体など関係機関との木材需給についての情報交換を進め、河川・砂防事業、その他の公共事業等多様な分野への木材の利用促進を図ることとする。

特に、河川工事等の公共工事に伴う小径木の需要に対しては、資源の状況を考慮しながら積極的に対応することとする。

また、土石等の副産物については、国有林野の公益的機能の発揮に支障のない範囲内において、公共事業用資材としての利用、また地域産業の振興に寄与することを目的として供給することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、優れた山岳景観と温泉等の豊富な観光資源に恵まれているとともに、東北新幹線、東北自動車道等の高速交通網による首都圏からのアクセスの利便性から、スキー、ゴルフ、登山など森林を利用したレクリエーション施設の整備が進み、保健休養の場として多くの人々に利用されている。

これらの自然環境を活用した観光産業は、地域の産業・経済において重要な役割を果たしていることに加え、政府一丸、官民挙げて観光先進国の実現に向けた取組が行われていることを踏まえ、国有林野の優れた森林景観を観光資源として活用する取組を推進することとする。

また、自然とのふれあい、教育、文化、保健休養などの場として、国有林野に対する多様な要望に応じていくこととし、特に、「レクリエーションの森」は国民が気軽に森林や自然とふれあえる拠点であり、地方公共団体等と連携して安全性の高い施設や森林の整備を推進し、各種情報手段を活用して情報提供に努めることとする。

さらに、農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等の公共・公益事業に対して適切に応えていくこととする。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに、地元の同意、地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図ることとする。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発制度に準じて取り扱うこととする。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 建物、水路等－貸付け等
- ② 法人の森林、学校林等－分収造林契約等
- ③ ボランティア活動、森林環境教育の場－協定等
- ④ ダム、公園、道路、水道施設、電気事業施設等の公共用・公益事業施設、地域産業の振興－貸付け、売払い等
- ⑤ レクリエーション利用－使用許可等

(3) その他必要な事項

国有林野の活用については、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地元自治体との情報交換を十分に行い、農林業を始めとした地元産業の振興や地域住民の福祉の向上に寄与するため必要な国有林野を売り払うなど、地域振興に寄与する国有林野の活用に取り組むこととする。

5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針

該当する区域なし。

6 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等に取り組むこととする。

また、森林共同施業団地や、国産材の流通合理化のニーズが高い地域等においては、国産材の安定供給体制の構築に資するよう路網や土場の共同利用やこれまでの「システム販売」の実績や経験を活かして民有林材との協調出荷等に取り組むこととする。

(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が十分行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病虫害、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種の駆除等を民有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

また、公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、間伐等の森林整備、林道等の開設・改良並びに作業路網その他の施設の設置等、国有林野事業と一体的に実施することとする。その際、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

(3) その他必要な事項

特になし。

7 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林づくりに関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術支援、情報の提供などを行う、国民参加の森林づくり制度を活用して、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとする。

当計画区においては、「ふれあいの森」、「社会貢献の森」、「遊々の森」及び「多様な活動の森」を設定している。

今後、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合は、積極的に応えていくこととする。

① ふれあいの森

「ふれあいの森」は、森林づくり活動に参加したいボランティア団体などへ、森林づくり活動や森林と親しむ活動などのフィールドとして国有林野を提供するものである。

当計画区では、那須五葉松の自生地において那須五葉松を対象に（一社）日本盆栽協会那須野ヶ原支部が「樹楽会ふれあいの森」として保護活動及び清掃活動を、栃木県那須五葉松保存会が「那須五葉松の郷ふれあいの森」として保護活動及び自然観察を通じた那須岳の魅力の普及活動を行っていることから、引き続き活動の場として提供するとともに、各種情報の提供を行うなどこれらの活動の支援を行うこととする。

名 称	面積(ha)	位置(林小班)
樹楽会ふれあいの森	85.63	138 ロ 2 161 と
那須五葉松の郷 ふれあいの森	96.37	152 ち、り 163 ろ 164 ロ 2

② 社会貢献の森

「社会貢献の森」は、地球温暖化防止など地球環境保全への関心が高まっている中、企業などの社会貢献活動の一環として森林の保全・整備に取り組みたいという要請に応えるため、森林整備活動のフィールドとして国有林野を提供するものである。

当計画区では、森林ボランティア団体の森衛隊が「赤沼～モリアオガエルとサンショウウオの森～」として富士山（通称：塩原富士）の山麓赤沼周辺の人工林において間伐等の森林整備を実施し、原生的な森林の再生を目指していることから、引き続き活動の場として提供するとともに、各種情報の提供を行うなど、これら活動の支援を行うこととする。

名 称	面積(ha)	位置（林小班）
赤沼～モリアオガエルとサン ショウウオの森～	12.95	398 な 3 401 ち 1、り 2、イ 1、イ 2

③ 遊々の森

「遊々の森」は、学校などへ森林におけるさまざまな体験活動や学習活動を行うフィールドとして国有林野を提供するものである。

当計画区では、特定非営利活動法人オオタカ保護基金が「那須野ヶ原オオタカの森」、特定非営利活動法人那須高原自然学校が「那須北岳遊々の森」として、森林教室や自然観察等の体験活動を推進していることから、引き続き各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

名 称	面積(ha)	位置(林小班)
那須野ヶ原オオタカの森	79.28	127 い1～と
那須北岳遊々の森	106.84	181 い1、い2、へ1～り、 る1、る2、る6、わ、か、 た～つ、う2、お、く

④ 多様な活動の森

「多様な活動の森」は、森林パトロール、歩道の草刈り、美化活動などの森林の保全活動を行いたいという民間団体などの要請に応えるため、森林保全活動を行う場として国有林野を提供するものである。

当計画区では、特定非営利活動法人オオタカ保護基金が「塩原クマタカの森」として、美化活動、自然観察、森林パトロール等を実施している。また、塩原温泉活性化推進協議会が「塩原ハナモモの森」としてハナモモの植栽木をニホンジカやウサギなどの食害から保護し森林の維持管理を行う活動をしていることから、これらの活動を支援し、技術的助言や情報提供等に努めることとする。

名 称	面積(ha)	位置(林小班)
塩原クマタカの森	114.45	369 い～は3、は5、に～ま、イ 370 い～に、ロ
塩原ハナモモの森	1.06	369 は2内

(2) 分収林に関する事項

森林整備に自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、国との分収林契約を締結することにより、植林によって新たな森林を造成し、育てた樹木を販売しその収益を国と分け合う分収林制度を通じて、国民の参加による森林の整備・保全等を推進することとする。

また、分収林制度の一形態である「法人の森林」制度を活用し、森林整備を通じて地球温暖化防止や水源の涵養、国土の保全等の社会貢献活動を行おうとする企業等を支援することとする。

(3) その他必要な事項

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の
民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育を推進することとする。

また、児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダ
ー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組
を推進することとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等
を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化を図ることとする。

8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

近年、エリートツリー等の育種育苗技術、リモートセンシング、遠隔操作・自動操作機械 I C T（情報通信技術）など、新たな技術の開発が著しく進展している。森林・林業・木材産業の分野においても、これらの技術を積極的に活用することとし、林業技術の開発、指導普及について、以下の取組を進めることとする。

① 林業技術の開発

林業技術の開発については、「関東森林管理局技術開発目標」に基づき、森林・林業の再生に資する造林・保育・生産技術の確立、公益的機能の高度発揮のための森林施業及び保全・利用技術の確立、効率的な森林管理及び健全な森林育成技術の確立を課題とし、森林技術・支援センターによる各種技術開発及び森林管理署に設定している各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を推進することとする。

特に、特定苗木や早生樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術や、I C T等の先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証、複層林への誘導手法等の普及に積極的に取り組み、国有林野の管理経営や民有林での定着に資するよう取り組むこととする。

さらに、事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の民有林への普及・定着を図る取組を推進することとする。

加えて、技術交流の一環として、民有林の森林総合監理士等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

② 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発・改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて民有林関係者等への普及を図り、林業経営の効率化に貢献することとする。

また、自らが事業発注者であるという国有林野事業の特性を活かし、高性能林業機械を用いた伐採や地ごしらえ、コンテナ苗を活用した植付け等の作業を一連の工程で行う「一貫作業システム」による低コスト造林など、先駆的な技術や手法について、現地検討会等の開催により民有林関係者等への普及を図ることとする。

さらに、森林管理署において、木と緑に関する国民からの問合せに応じることとする。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもある。森林管理局・署等という地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において、地域振興への寄与は、重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、「森林サービス産業」への活用を含む森林空間の総合利用、人材育成を始めとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等地域の課題解決に向けた積極的な貢献は、地域振興に寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業施策全体の推進への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努めることとする。

(3) その他必要な事項

特になし。